



令和7年度 第3回 鳥取市男女共同参画審議会

日 時 令和7年11月11日(火)  
午前10時00分から午前11時30分(予定)  
場 所 鳥取市役所本庁舎6階 6-5

日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の施策体系について (P. 4～6)
- (2) 「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の素案について (P. 7～48)
- (3) その他

4 閉 会

## 鳥取市男女共同参画審議会委員名簿

(令和8年7月31日まで)

No.	役職	所属団体・役員名等	氏名
1	会長	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会 会員 (鳥取県退職者公務員連盟)	徳田 純子
2	副会長	一般公募	福田 克彦
3	委員	部落解放同盟鳥取市協議会女性部 副部長	山崎久美子
4	委員	鳥取市小学校長会 (世紀小学校長)	森下 裕一
5	委員	Tottori Mama's 代表	中井みずほ
6	委員	NPO法人ふふや (鳥取大学地域学部)	清水 愛結
7	委員	鳥取商工会議所 常議員 (山野商事(株)代表取締役)	嶋田 耕一
8	委員	連合鳥取東部地域協議会 (副議長)	田中 義昭
9	委員	農業従事者 (橋本農園)	坂出 典子
10	委員	鳥取市自治連合会 副会長	谷口 真澄
11	委員	鳥取市社会福祉協議会 総務企画課 参事	吉村 雅子
12	委員	鳥取市消防団 女性分団 班長	安達 由紀
13	委員	鳥取労働局雇用環境・均等室 室長	岡田 節子
14	委員	鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課 課長補佐	大森 宏治
15	委員	一般公募	小林 明子
16	委員	一般公募	森田 将悟

### 【事務局・関係課】

所 属	氏名
人権政策局 局長	山下 宣之
人権政策局 男女共同参画課 課長	小清水晃子
人権政策局 男女共同参画センター 所長	坂本 欣生
人権政策局 男女共同参画課 課長補佐	川北 明子
人権政策局 男女共同参画課 主事	大塩 茉奈
経済観光部 次長兼経済・雇用戦略課 課長 (兼 男女共同参画課 参事)	渡邊 大輔
経済観光部 経済・雇用戦略課 課長補佐(兼)市場開拓係長 (兼 男女共同参画課 主査)	塩 敦
経済観光部 経済・雇用戦略課 雇用政策係長 (兼 男女共同参画課 主幹)	鈴木 元気
健康こども部こども家庭局 こども家庭センター 所長	森田 誠一

## 第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月
男女共同参画 審議会	第1回 5/26			【諮問】 第2回 8/25			第3回 11/11		第4回 中旬	【答申】 下旬		
行政推進会議 (副市長、部局長)		第1回 6/4				第2回 10/29			第3回 上旬			
幹事会 (関係課長)		第1回 6/3		第2回 8/4		第3回 10/23						
パブリックコメント (市民政策コメント)								中旬 ～ 下旬				
市議会への説明					総務企画委員会 9/5			総務企画委員会 上旬			総務企画委員会	
公表												【公表】 下旬

## 第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

体系の見直し

【諮問（令和7年8月25日）】

## 第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
<p>目標1 男女共同参画への理解促進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動</p> <p>(2)男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援</p> <p>(3)男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上</p>
<p>目標2 子どもの頃から男女平等の推進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施</p> <p>(2)子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施</p>
2 男女が共に活躍できる環境づくり
…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画
<p>目標3 働く場における女性の活躍推進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)ワーク・ライフ・バランスの理解と取組の推進</p> <p>(2)ライフステージに応じた育児・介護支援の充実</p> <p>(3)男性の家事・育児・介護への参画促進</p> <p>(4)女性の職域拡大と管理職への登用の促進</p> <p>(5)雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保</p> <p>(6)農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備</p>
<p>目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進</p> <p>(2)性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保</p>

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
<p>目標1 男女共同参画への理解促進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の<b>充実</b></p> <p>(2)男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援</p> <p>(3)男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上</p>
<p>目標2 子どもの頃から<b>ジェンダー</b>平等の推進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)家庭、学校、地域が連携し、<b>固定的な性別役割分担意識</b>にとらわれず個性を伸ばす施策の実施</p> <p>(2)子どもの頃から各世代にわたっての<b>ジェンダー平等</b>を推進する教育・学習の実施</p>
2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり
…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画
<p>目標3 働く場における女性の活躍推進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた<b>取組の推進</b></p> <p>(2)<b>意思決定層への女性の参画拡大</b></p> <p>(3)雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保</p> <p>(4)農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備</p>
<p>目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進</p> <p>《取組項目》</p> <p>(1)議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進</p> <p>(2)性別に<b>かかわらず</b>地域・社会活動に参画できる機会の確保</p>

<b>3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶</b> …「DV防止法」に定める市町村基本計画
目標5 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備 ≪取組項目≫ (1)性犯罪・性暴力を許さない環境整備 (2)暴力の防止に向けた関係機関との連携
目標6 被害者に対する支援の推進 ≪取組項目≫ (1)被害者が安心して相談できる体制づくり (2)いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備
<b>4 安全・安心に暮らせる社会づくり</b>
目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援 ≪取組項目≫ (1)生涯を通しての健康づくり (2)地域包括ケアシステムの充実
目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり ≪取組項目≫ (1)高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援 (2)外国人住民等への支援 (3)性的マイノリティに関する理解促進
目標9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 ≪取組項目≫ (1)防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進 (2)女性の視点を取り入れた災害対応力の強化

<b>3 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶</b> …「DV防止法」に定める市町村基本計画
目標5 <u>男女間等</u> の暴力の発生を防ぐ環境整備 ≪取組項目≫ (1)性犯罪・性暴力を許さない環境整備 (2)暴力の防止に向けた関係機関との連携
目標6 被害者に対する支援の推進 ≪取組項目≫ (1)被害者の保護と安全の確保 (2)被害者の自立支援の充実 (3)心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実 (4)被害者に寄り添った支援体制の強化
<b>4 安全・安心に暮らせる社会づくり</b>
目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援 ≪取組項目≫ (1)生涯を通しての健康づくり (2)地域包括ケアシステムの充実
目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり ≪取組項目≫ (1)高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・ <u>外国人住民</u> 等への支援 (2)性の多様性に関する理解促進
目標9 <u>困難な問題を抱える女性</u> への支援 …「女性支援新法」に定める市町村基本計画 ≪取組項目≫ (1)早期把握、相談・支援体制の強化 (2)庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実 (3)生活再建、自立支援の充実
目標10 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 ≪取組項目≫ (1)防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進 (2)女性の視点を取り入れた災害対応力の強化

## 《基本理念・施策体系》

### 1 基本理念

だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思にもとづき、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画都市・とっとり」の実現を目指します。

### 2 施策体系

4つのテーマに10の目標を定め、基本理念の実現を目指します。

男女共同参画をより効果的に推進していくため、重点的に取り組む項目を設定します。

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
<b>【目標1】</b> 男女共同参画への理解促進	<b>＜取組項目＞</b> ①男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実【重点項目】 ②男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援 ③男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上
<b>【目標2】</b> 子どもの頃からのジェンダー平等の推進	<b>＜取組項目＞</b> ①家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施【重点項目】 ②子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習の実施【重点項目】

テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり ※「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画	
<b>【目標3】</b> 働く場における女性の活躍推進	<b>＜取組項目＞</b> ①育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組の推進【重点項目】 ②意思決定層への女性の参画拡大【重点項目】 ③雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保 ④農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備
<b>【目標4】</b> 地域・社会活動における男女共同参画の推進	<b>＜取組項目＞</b> ①議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 ②性別にかかわらず地域・社会活動に参画できる機会の確保

テーマ3 ジェンダーに基づく男女間等におけるあらゆる暴力の根絶 ※「DV防止法」に定める市町村基本計画	
<b>【目標5】</b> ジェンダーに基づく男女間等の暴力の発生を防ぐ環境整備	<b>＜取組項目＞</b> ①DVや性暴力等性犯罪・性暴力を許さない環境整備【重点項目】 ②暴力の防止に向けた関係機関との連携
<b>【目標6】</b> 被害者に対する支援の推進	<b>＜取組項目＞</b> ①被害者の保護と安全の確保 ②被害者の自立支援の充実 ③心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実 ④被害者に寄り添った支援体制の強化【重点項目】

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり	
<b>【目標7】</b> 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援	<b>＜取組項目＞</b> ①生涯を通しての健康づくり ※「鳥取市健康づくり計画（とっとり市民元気プラン）」の取組み ②地域包括ケアシステムの充実 ※「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の取組み
<b>【目標8】</b> だれもが安心して暮らせるまちづくり	<b>＜取組項目＞</b> ①高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・外国人住民等への支援 ※「鳥取市地域福祉推進計画」の取組み ※「鳥取市認知症施策推進計画」の取組み ※「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の取組み ※「鳥取市障がい（障がい児）福祉計画」C29:E69の取組み ※「鳥取市多文化共生推進プラン」の取組み ※「鳥取市こども計画」の取組み ※「鳥取市人権施策基本方針」の取組み 等 ②性の多様性に関する理解促進
<b>【目標9】</b> 困難な問題を抱える女性への支援 ※「女性支援法女性支援新法」に定める市町村基本計画	<b>＜取組項目＞</b> ①早期把握、相談・支援体制の強化 ②庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実 ③生活再建、自立支援の充実
<b>【目標10】</b> 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	<b>＜取組項目＞</b> ①防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進 ②女性の視点を取り入れた災害対応力の強化【重点項目】

# 素案

## 第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

(令和8年度～令和12年度)



鳥 取 市

## 目 次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 本プラン策定の社会的背景.....	1
2 本市の動きとプラン策定の趣旨.....	2
3 プランの期間.....	2
4 プランの位置付け.....	2
第2章 プラン策定に向けた本市の現状と課題.....	5
1 人口等の状況.....	6
2 就業の状況.....	8
3 女性相談の状況.....	11
第3章 意識調査の概要.....	12
1 調査の実施について.....	12
2 調査の結果の主な内容について.....	13
第4章 プランの基本的な考え方.....	17
1 基本理念.....	17
2 施策体系.....	17
3 各テーマの目標.....	19
第5章 プランの展開.....	27
<b>テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</b>	
目標1 男女共同参画への理解促進.....	27
目標2 子どもの頃からのジェンダー平等の推進.....	28
<b>テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり</b>	
目標3 働く場における女性の活躍推進.....	29
目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進.....	30



### テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

目標5 ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備 .....	31
目標6 被害者に対する支援の推進.....	31

### テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援.....	33
目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり .....	34
目標9 困難な問題を抱える女性への支援.....	35
目標10 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進.....	36
第6章 プランの推進と点検・評価 .....	37
1 プランの推進.....	37
2 プランの点検・評価.....	37
参考資料 .....	38
1 意識調査結果詳細 .....	38
2 諮問書・答申書.....	41
3 鳥取市男女共同参画審議会委員名簿.....	42
4 鳥取市男女共同参画審議会検討経過.....	43
5 鳥取市男女共同参画推進条例 .....	44
6 男女共同参画都市宣言.....	47
7 本市のこれまでの取組.....	48
8 世界、日本、鳥取県のこれまでの動き.....	49
9 関係法令.....	52
10 用語解説.....	70

## 第1章 プランの策定にあたって

### 1 本プラン策定の背景

男女共同参画社会とは「だれもが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」です。平成11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法では、法の前文において男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけています。

国際的には、平成27（2015）年に、国連が提唱した「SDGs（持続可能な開発目標）」の1つとして“ジェンダーの平等”が掲げられ、すべての女性と女兒に対する差別や暴力をなくすこと、介護や家事などの無償労働を認識・評価すること、また意思決定における女性の参加とリーダーシップの機会を確保することなど、さまざまな視点から男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

国では、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画※1」が策定されました。また、当初10年間の時限立法として平成27（2015）年に制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※2（以下、「女性活躍推進法」といいます。）」の改正法が令和7（2025）年6月に公布され、令和18（2036）年3月31日までの10年間延長されることとなりました。平成30（2018）年7月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律※3」と合わせ、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス※4（仕事と生活の調和）の推進に向けた取組が引き続き進められます。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が課題となる中、令和6（2024）年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※5（以下、「女性支援法」といいます。）」が施行されました。国及び地方公共団体は、支援のために必要な施策を講じていく責務があります。

※1 男女共同参画社会基本法に基づき、令和12年度末までの「基本認識」ならびに令和7年度末までを見通した施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた。

※2 自らの意思によって働く女性の、個性と能力が十分に発揮されるよう基本方針を定め、事業主行動計画等の策定を促し、女性が活躍するために解決すべき課題に対応する効果的な取組等を規定した。

※3 それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられた。

※4 仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

※5 女性が抱えるさまざまな困難に対し、その人権を尊重し、福祉の増進を図るため本人の意思に基づいた支援について規定した。

独立行政法人男女共同参画機構法が成立し、令和8（2026）年4月1日に設立される、「独立行政法人男女共同参画機構」が、全国各地の男女共同参画センターと連携・協働し、バックアップする「センターオブセンターズ」としての新たな役割を果たしていくこととなります。

国は、次期男女共同参画基本計画策定にあたり、男性の育児休業取得率の向上や女性に対する暴力に対する支援体制の拡充など進捗があった一方、政策や方針決定過程への女性の参画拡大や根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が課題となっていること、さらに、特に女性では、家事・育児などの負担の偏りを背景としてライフイベントとキャリア形成の両立が困難となる状況や、特に男性では、長時間勤務の多さなどにより、心身の健康悪化や生活の質の低下につながっている側面もあるとしています。

また、「男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するもの」で、「男女共同参画の取組を更に加速させることとする。」としています。

## 2 本市の動きとプラン策定の趣旨

---

本市においては、平成11（1999）年8月に初めて「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定して以降、数次にわたってプランを策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んできました。近年の国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに実効性の高いものとするため、新たに「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」を策定します。

## 3 プランの期間

---

プランは、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中であっても、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

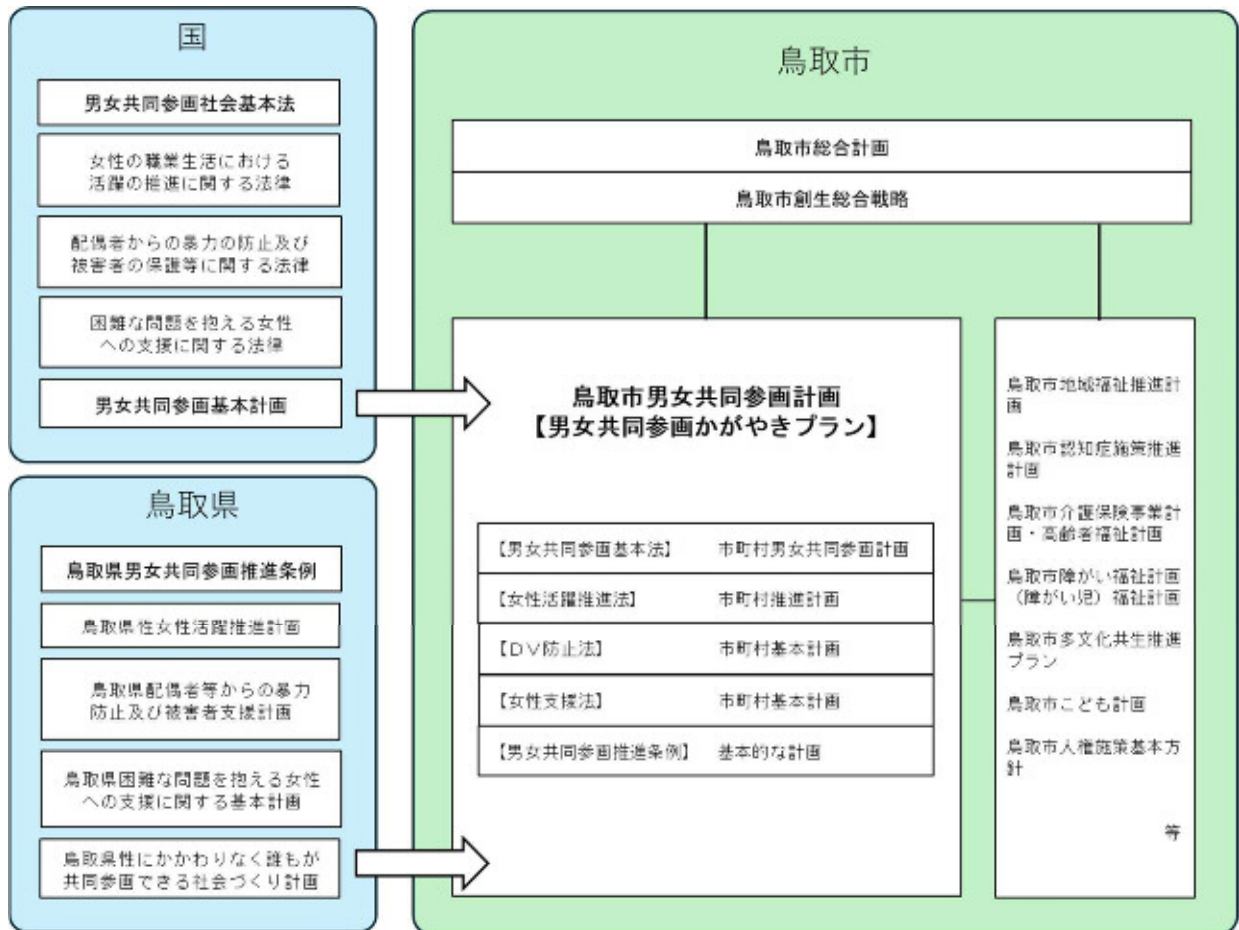
## 4 プランの位置付け

---

本プランは、「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取市男女共同参画推進条例」に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

策定に当たっては、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※1（以下、「DV※2防止法」といいます。）」、「女性支援法」などに基づき策定される国や県の計画を勘案するとともに、「鳥取市総合計画」をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくまちづくりに取り組むための「鳥取市地域福祉推進計画」、子育て支援を総合的に取り組むための「鳥取市こども計画」、人権施策の基本的な考え方や方向性を示す「鳥取市人権施策基本方針」など、本市の他の計画等との整合性を図ります。

さらに、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画、「DV防止法」第2条の3第3項及び「女性支援法」第8条第3項における市町村基本計画として位置付けます。（P.17～18 参照）



※1 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者の対象は、配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの暴力被害者、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係（元交際相手も含む。）にある者からの暴力被害者。

※2 ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含む。

また、「鳥取市総合計画」においてSDGsの視点を取り入れていることに加え、本市がSDGs 未来都市※1に認定されていることから、本プランにおいてもSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、SDGsの視点を取り入れた施策を展開します。



ロゴ：国連広報センター作成

※1 地方創生SDGsの達成に向け、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体のこと。

## 第2章 プラン策定に向けた本市の現状と課題

本市の人口は、平成17年（2005年）の国勢調査人口20万1,740人をピークに減少傾向となっており、世帯構成は、核家族や単独世帯が増加しています。

就業状況等をみると、女性の社会参加は進んでいるものの、正規雇用比率や賃金には依然として男女間格差が見られます。

令和6年度に実施した市民意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「反対」と回答した割合は、令和元年度の前回調査と比較して高くなっていますが、男女平等観に関する問いでは、社会のさまざまな分野において「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は依然として高く、令和元年度の前回調査と比べて各分野に大きな変化は見られませんでした。また、女性活躍が進む中、性別を問わず就労中の方を対象とした設問では、育児休業・介護休業を利用する場合の問題点として、「子育てや介護は女性の役割だ」という意識が強い」とする割合が5割を超えています。

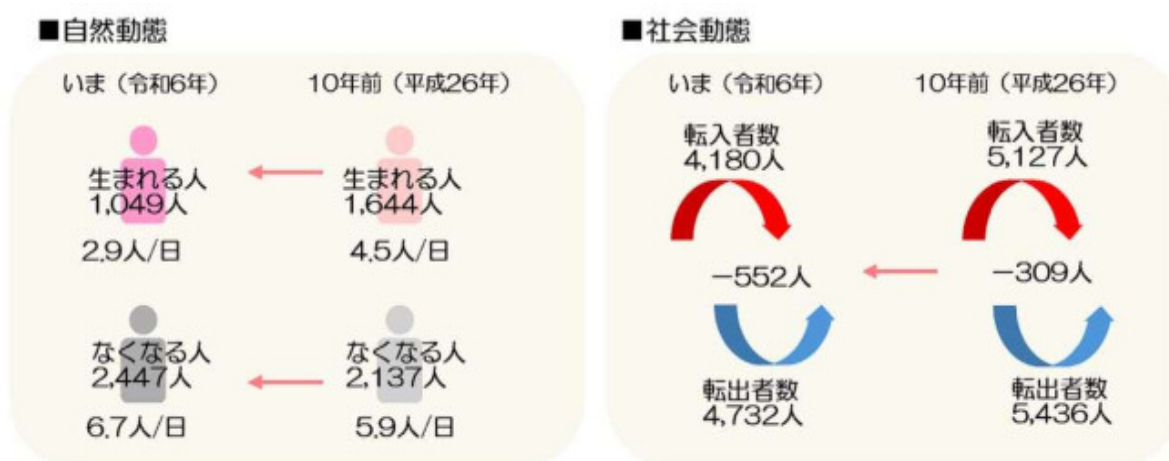
このように、第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランによる取組には一定の成果が見られるものの、社会的地位、経済力、意識の面には依然として男女間格差があり、男女共同参画の基本理念の実現には、より一層の努力が必要です。

これまで少しずつ積み上げてきた成果に今後も着実に成果を上乗せしていくため、第4次男女共同参画かがやきプランでの主な取組を継続していくことはもとより、男女双方の意識改革及び行動変容につながる効果的な施策展開の模索や本市の現状及び社会情勢の変化などに対応した新たな取組が必要です。

## 1 人口等の状況

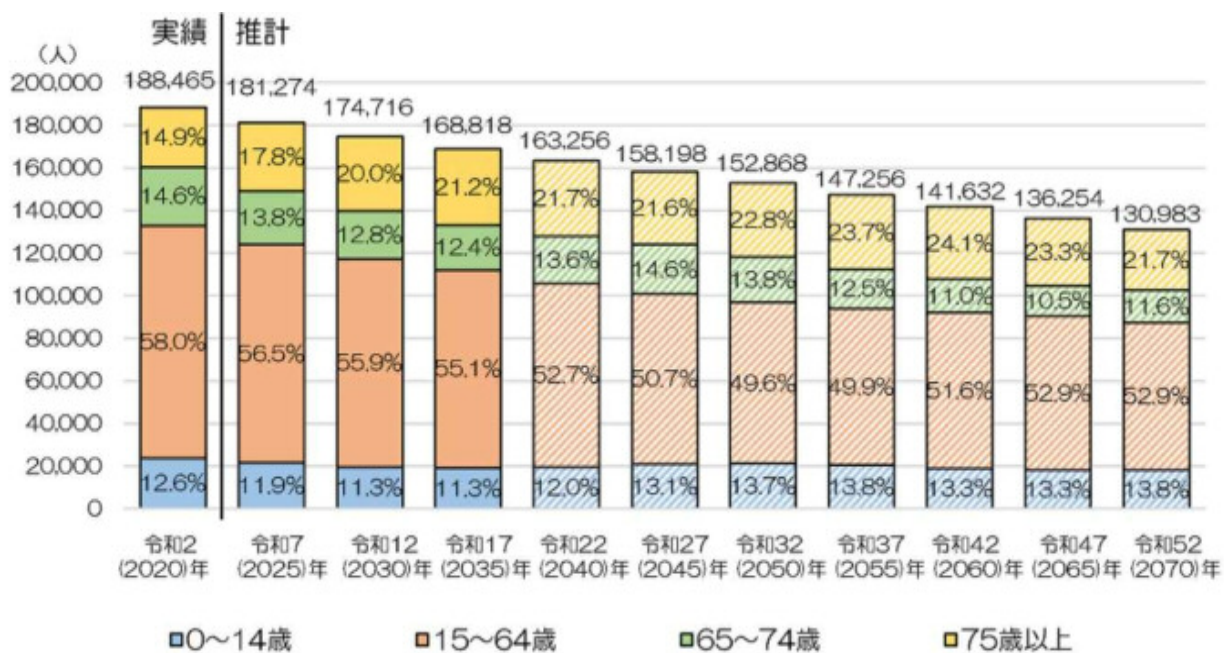
### (1) 人口

出生と死亡の差から見る自然動態は、少子・高齢化に伴いマイナスで推移しています。さらに、転入・転出の差から見る社会動態も、進学や就職による若者の大都市圏への流出によってマイナスが続いており、令和17(2035)年に16万8,818人まで減少すると見込まれます。



資料: 鳥取県人口移動調査

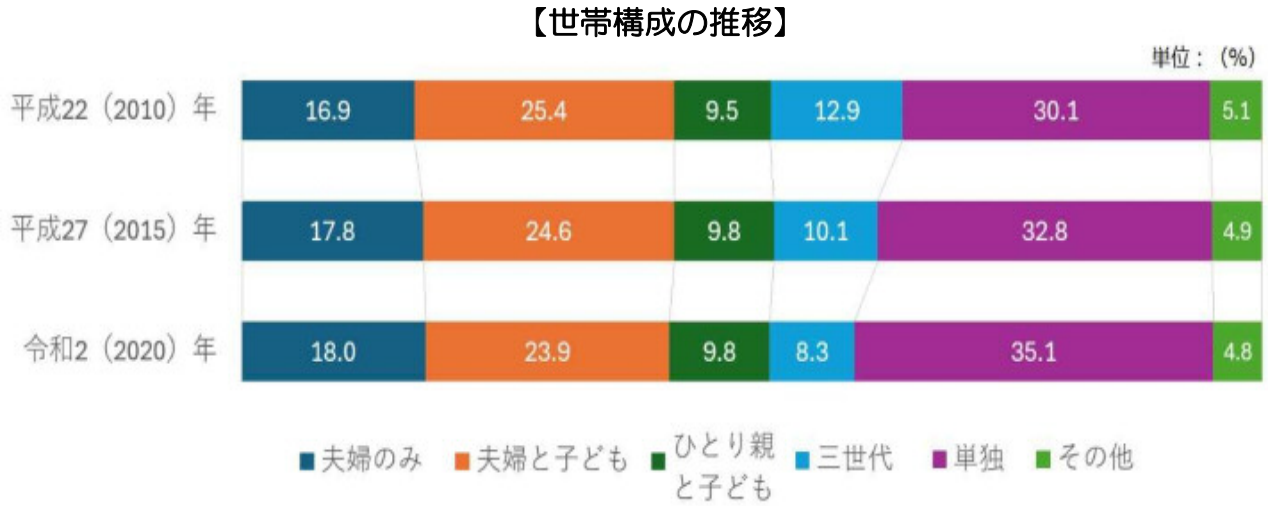
【年齢4階層別の人口見通し】



資料: 令和2年は国勢調査、令和7年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望。

## (2) 世帯構成

本市の世帯構成は、三世代世帯が減少し、単独世帯が増加しています。



資料：国勢調査

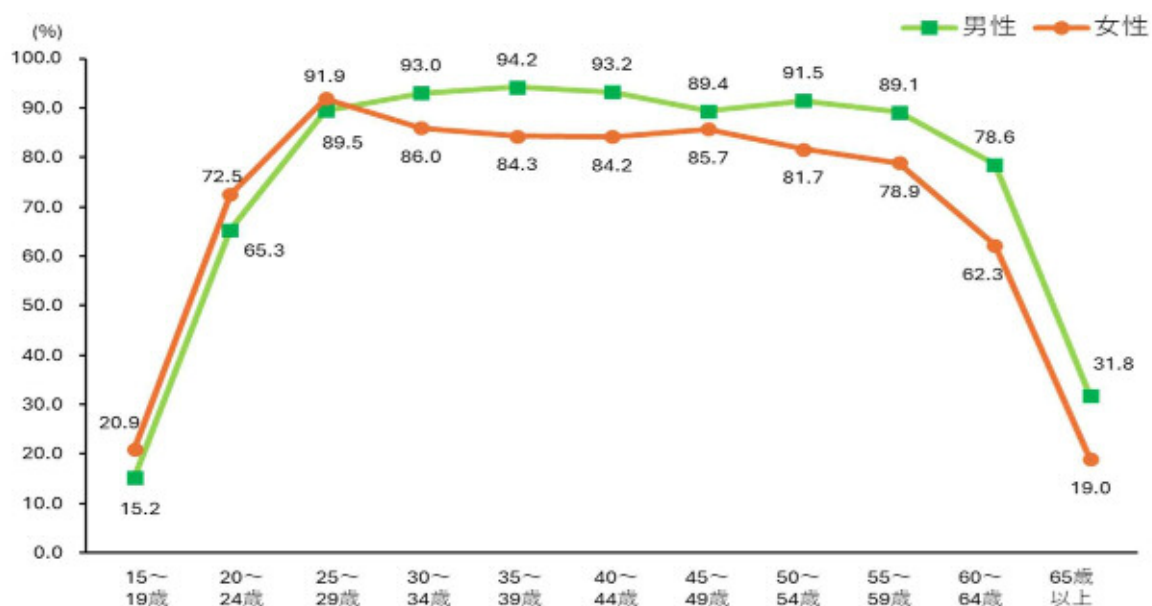


## 2 就業の状況

### (1) 有業率

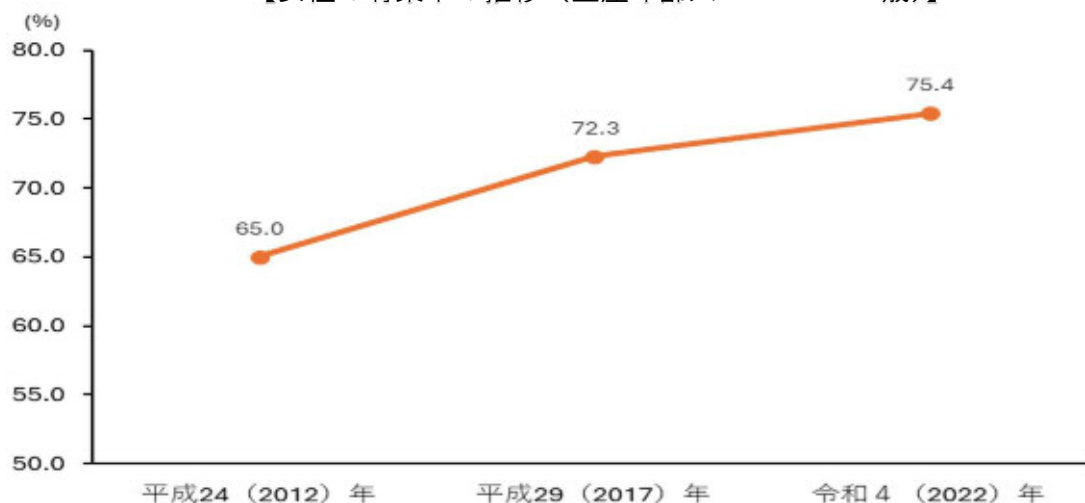
年齢階級別有業率をみると、本市では「M字カーブ※1」の傾向はほとんどみられず、共働き世帯が増えていることがうかがえます。また、女性の有業率は年々増加しており、10年前と比較して、着実に女性の社会参加が進んでいます。

【年齢階級別有業率（男女比較）】



資料：就業構造基本調査(令和4(2022)年)

【女性の有業率の推移（生産年齢人口 15～64歳）】



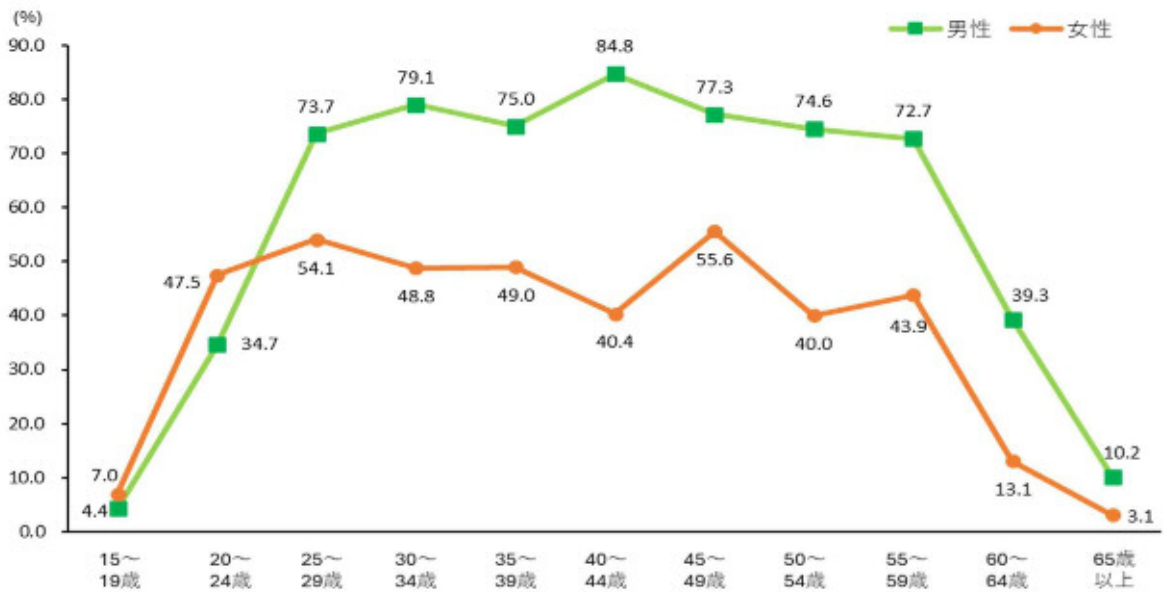
資料：就業構造基本調査(令和4(2022)年)

※1 日本の女性の有業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。出産や育児による離職が背景にあるとされる。

## (2) 正規雇用比率・賃金

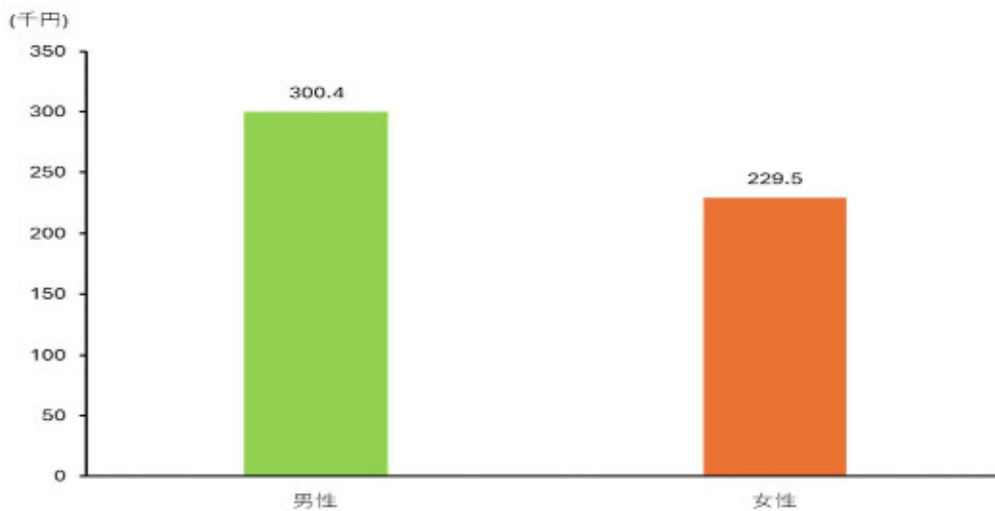
年齢階級別正規雇用比率をみると、24歳以下は女性の正規雇用比率が男性をやや上回っていますが、25歳以上になると女性の正規雇用比率は男性を下回り、60歳まで開きが大きくなっています。また、鳥取県の平均賃金（所定内給与額）をみると、女性23万円、男性30万円、男女間賃金格差（男性を100とした場合の女性の給与）は、76.4となっています。

【年齢階級別正規雇用比率（男女比較）】



資料：就業構造基本調査(令和4(2022)年)

【所定内給与額（鳥取県 男女比較）】



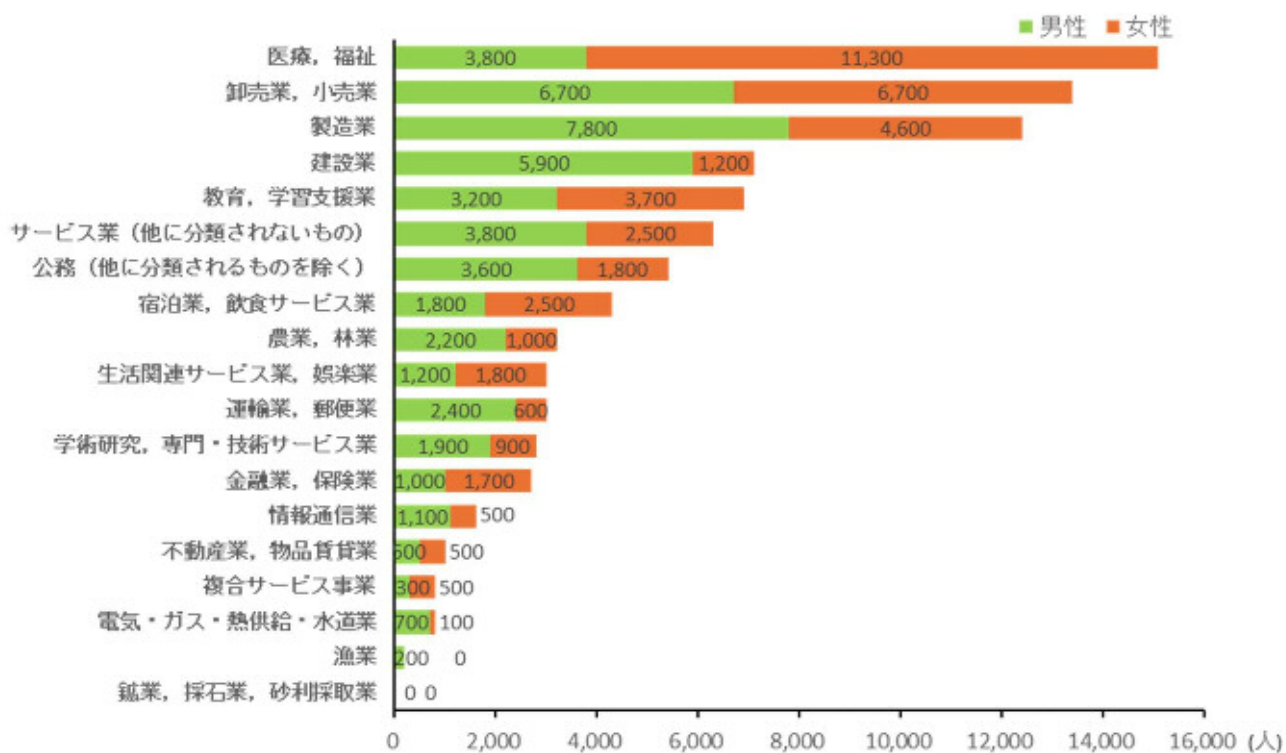
資料：賃金構造基本調査(令和6(2024)年)

※「所定内給与額」とは、「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、交代手当）を差し引いた額。

### (3) 就業構造

本市の15歳以上就業者数の男女比を産業大分類別で見ると、女性は「医療・福祉」「宿泊業、飲食サービス業」などが多く、「製造業」「建設業」などが少なくなっています。

【産業大分類別 15歳以上就業者数】



資料：就業構造基本調査（令和4（2022）年、分類不能の産業を除く）

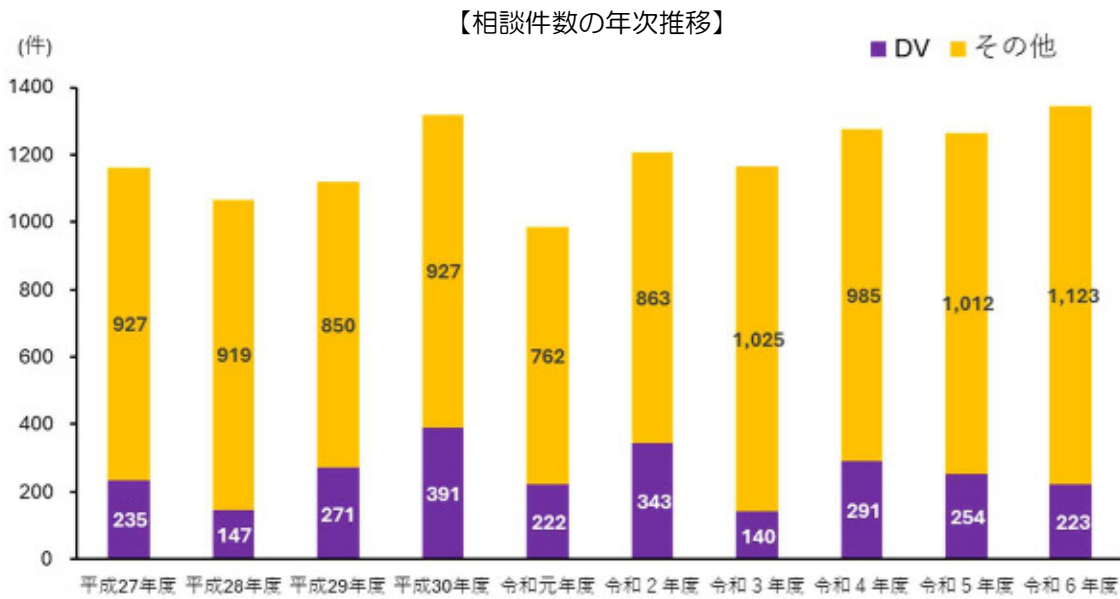
※ 漁業の女性は100人未満。

※ 鉱業、採石業、砂利採取業は該当数値なし。

## 3 女性相談の状況

DVなど女性に対する暴力に関する相談件数は、近年は200～300件で横ばいです。また、女性からの育児や家庭内での困りごとなどに関する相談件数も年1,000件前後で横ばいの状況です。

相談の半数以上は電話によるものですが、面会による相談も一定数あります。面会は相談者の来所によるもののみではなく、職員が訪問等により相談を受ける場合もあります。相談者の年代は、20歳代から50歳代までが多くを占めています。

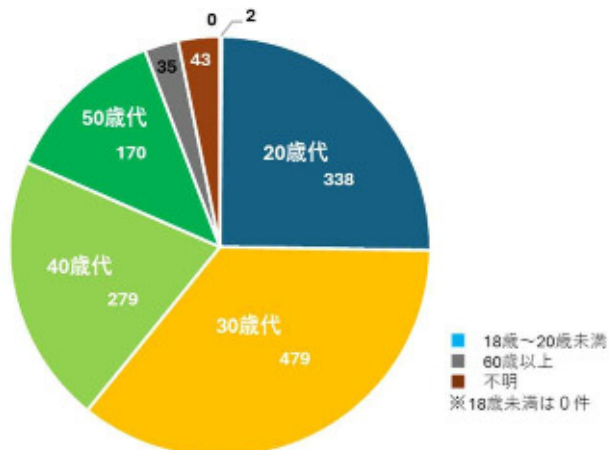


資料：家庭・女性相談の実績／鳥取市調べ

【相談方法等の内訳】 (件)

	来所	電話	巡回・出張	その他(メール等)	計	DV相談	
						件数	割合
令和4年度	280	773	184	39	1,276	291	22.8%
令和5年度	290	825	148	3	1,266	254	20.1%
令和6年度	307	808	189	42	1,346	223	16.6%

【令和6年度 年代別相談件数】



## 第3章 意識調査の概要

### 1 調査の実施について

市民の男女共同参画に関する意識や、市内企業の男女共同参画の実態について把握し、課題や効果等について検証するとともに、今後の施策及び新たなプランの基礎資料とするため意識調査を実施しました。

#### ◆男女共同参画に関する市民意識調査

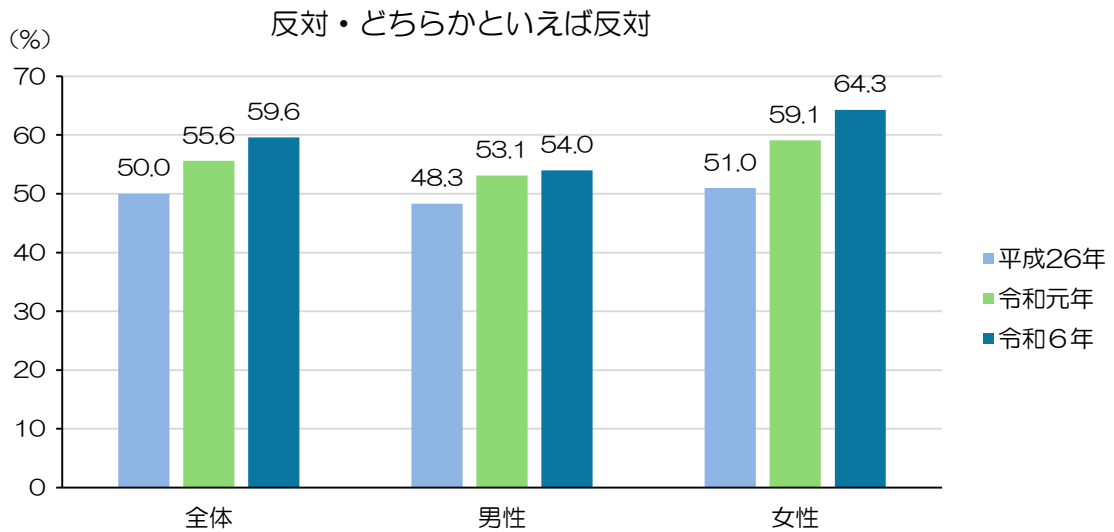
	平成 26 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度
調査時期	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		郵送配付、郵送またはインターネット回答
調査対象	20歳以上の市民2,000人 (男女1,000人ずつ)	18歳以上の市民2,000人 (男女1,000人ずつ)	
対象者区分	20歳代、30歳代、40歳代、 50歳代、60歳代、70歳以上 (6区分)	10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、 50歳代、60歳代、70歳以上 (7区分)	
回答者数	776人	709人	684人
回収率	38.8%	35.5%	34.2%

#### ◆企業における男女共同参画に関する調査

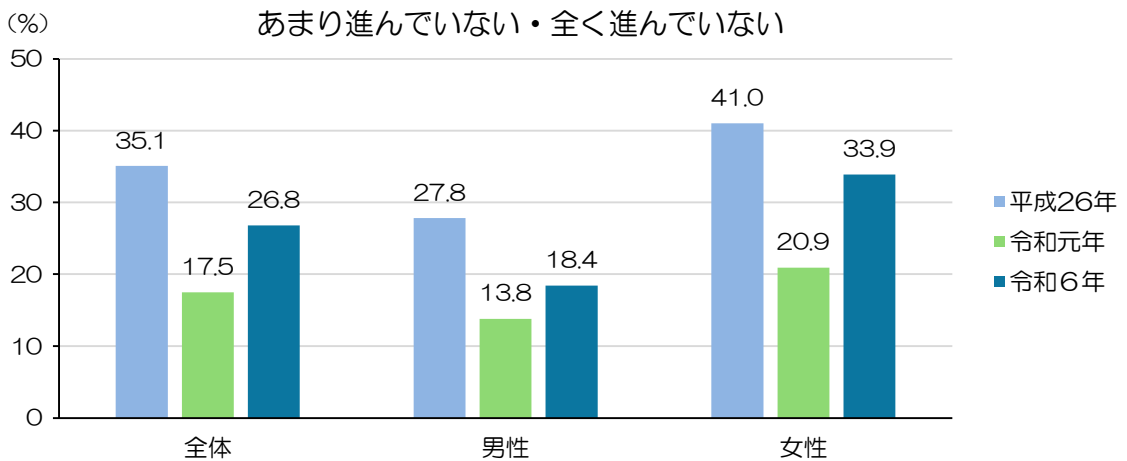
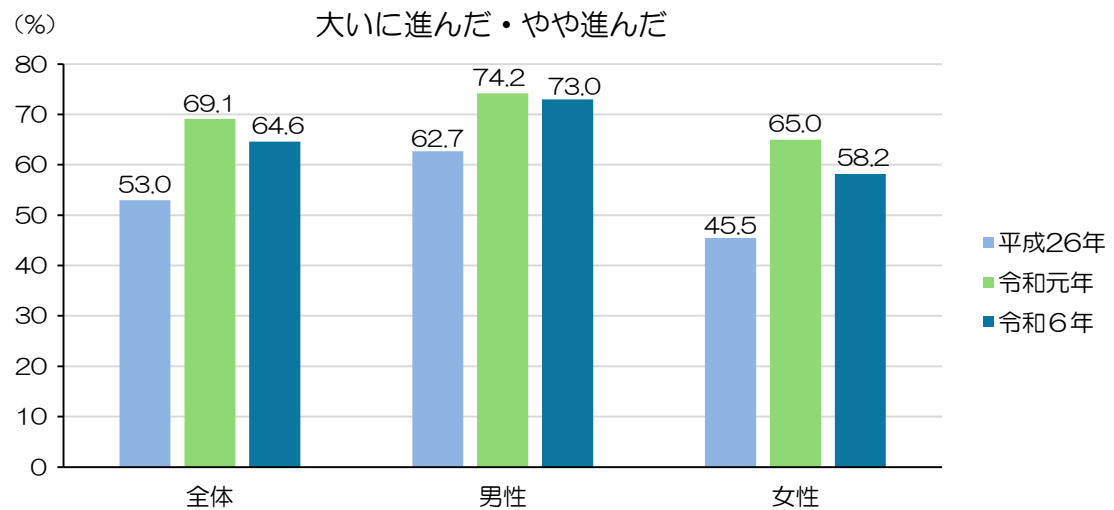
	平成 26 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度
調査時期	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		郵送配付、郵送またはインターネット回答
調査対象	市内の常用雇用者10名以上の事業所500社		
	鳥取商工会議所の企業名簿 より無作為抽出	鳥取市に法人登録している企業より、 無作為抽出	
対象者区分	①建設業、②製造業、③電気・ガス・水道業、④運輸・通信業、 ⑤卸売・小売業・飲食業、⑥金融・保険業、⑦不動産業、⑧サービス業、その他		
回答者数	198社	194社	216社
回収率	39.6%	38.8%	43.2%

## 2 調査の結果の主な内容について

### ◆ 固定的な役割分担について「男は仕事、女は家庭」という考え方について

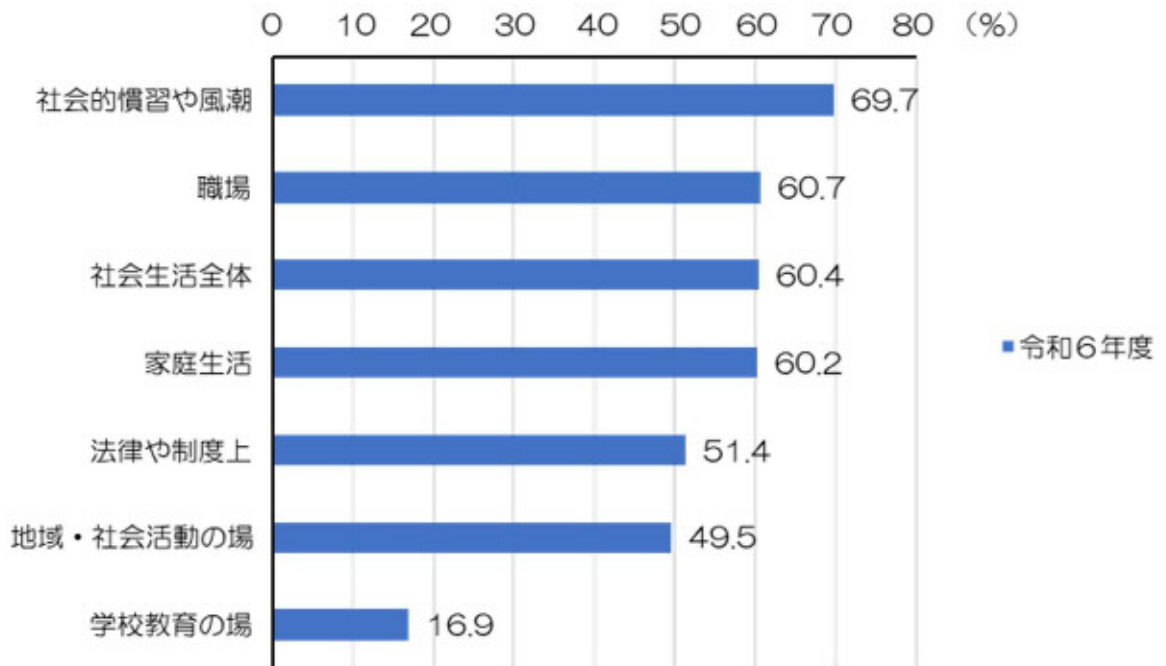


### ◆ 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。



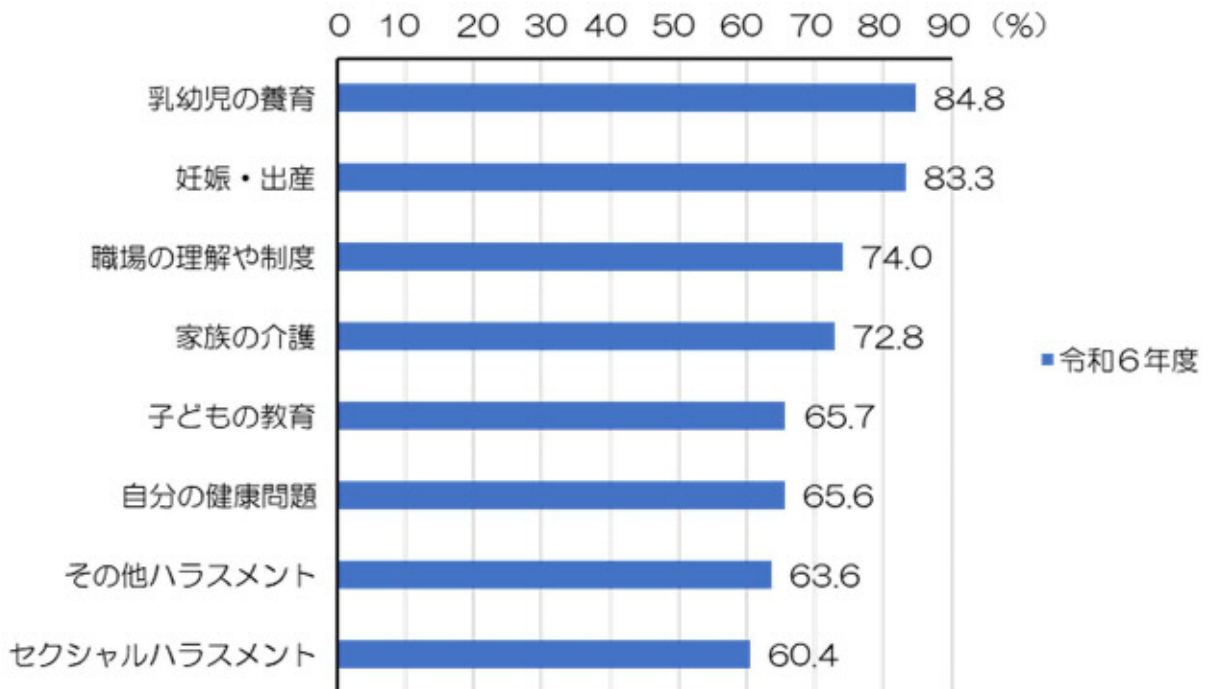
◆次の分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

男性の方が非常に優遇されている・どちらかといえば男性が優遇されている

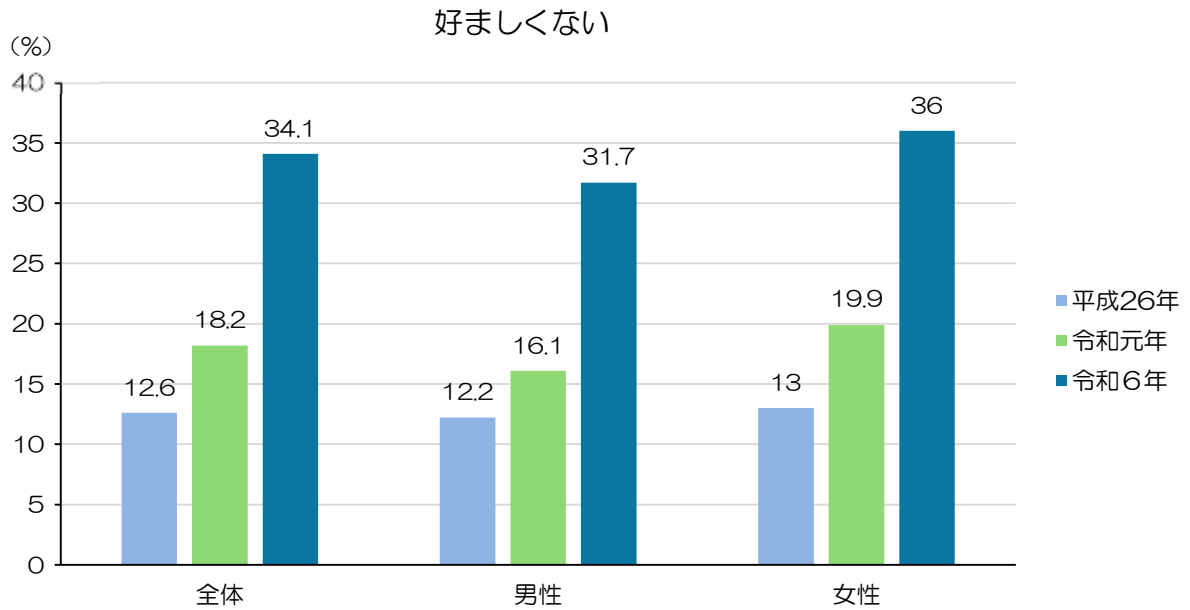


◆女性が仕事を続けていく上での支障としてどのようなことがあると思いますか。

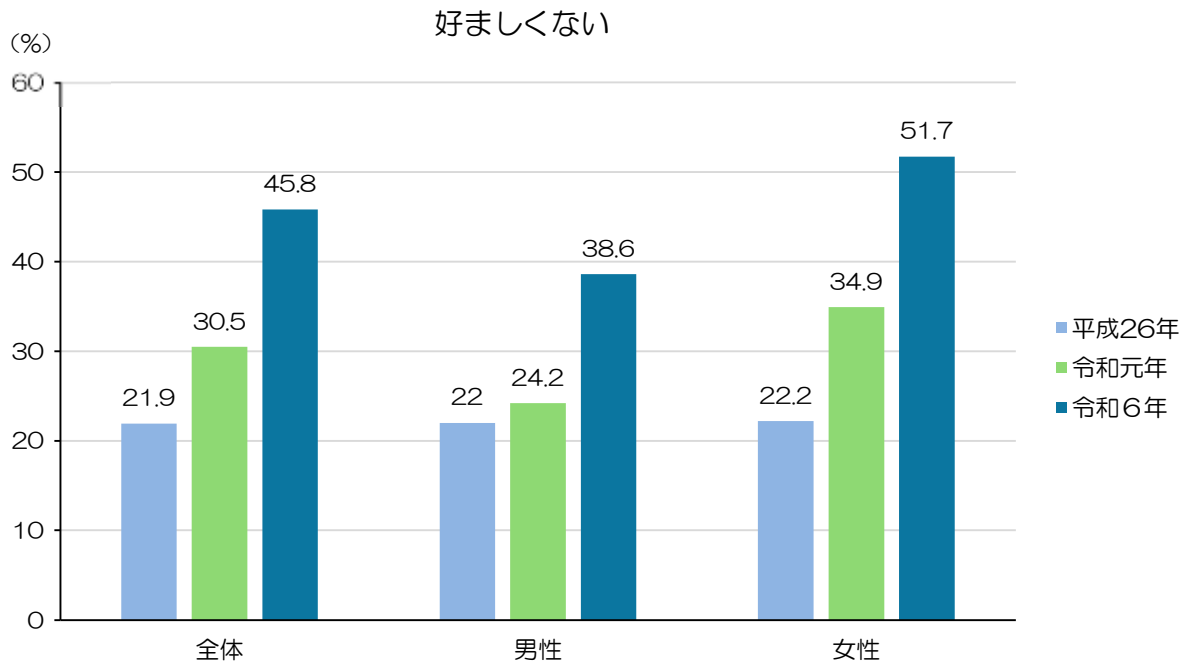
あてはまる・どちらかといえばあてはまる



◆家族のなかで子育てを、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

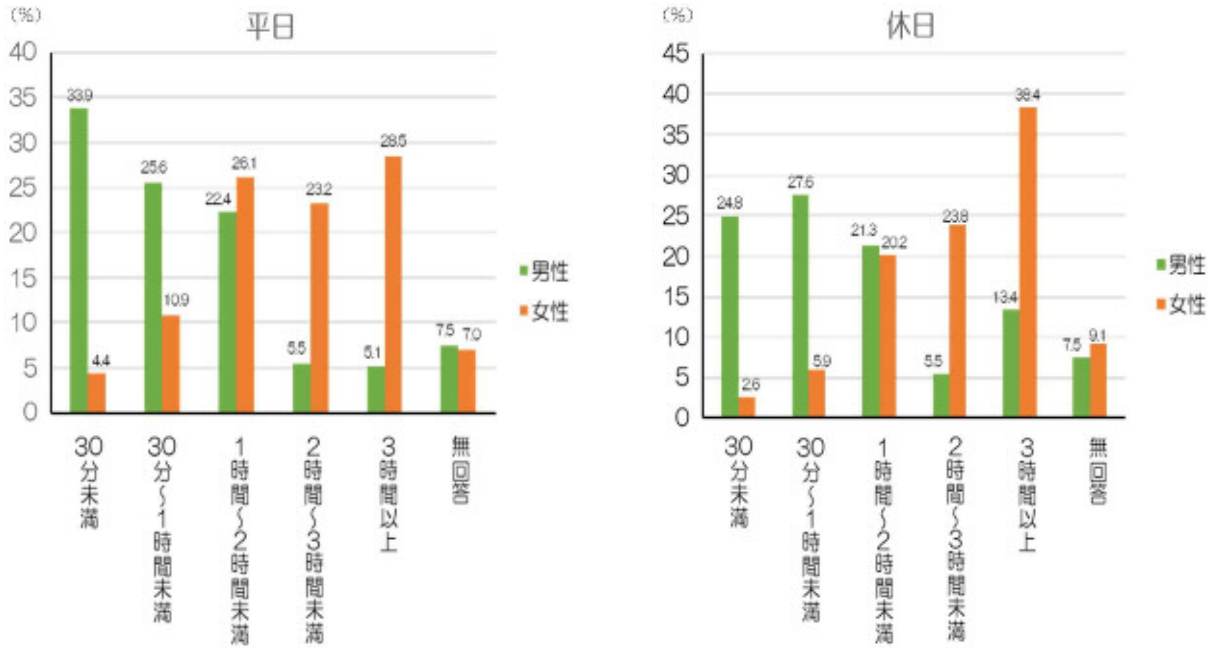


◆家族のなかで介護を、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

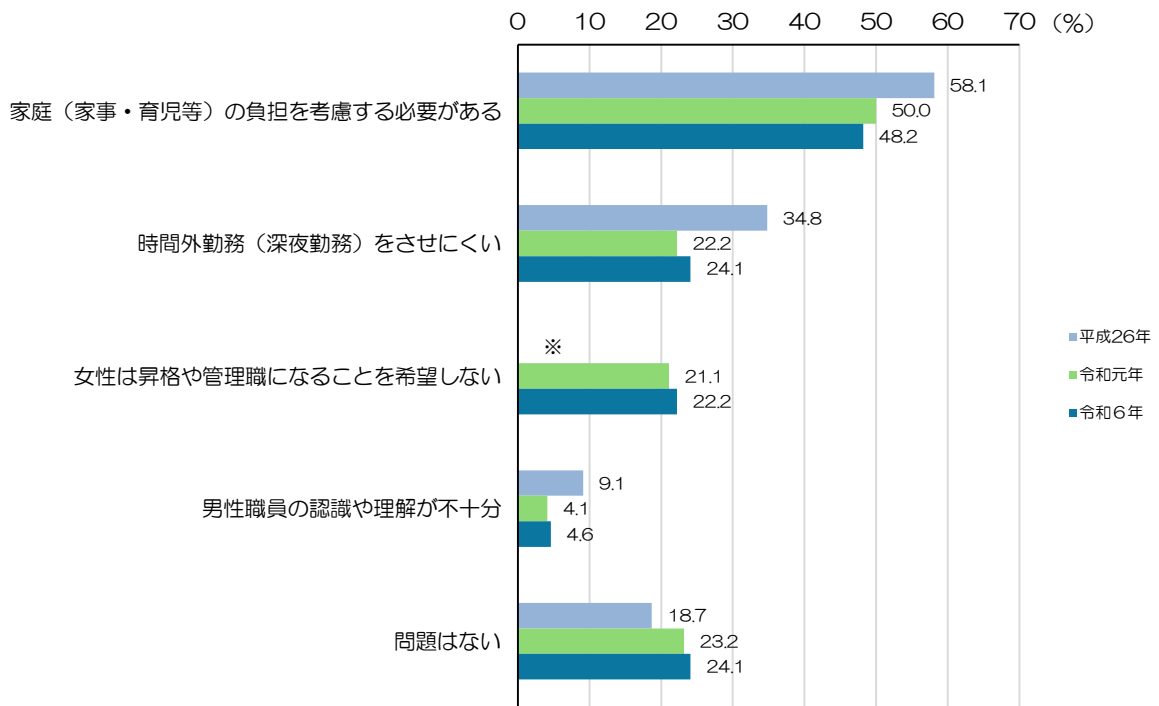




◆家事・育児・介護をしている時間の合計（1日あたり）



◆女性の登用を推進するうえでの問題点について【企業】



※平成26年度の調査項目になかったため、数値なし

## 第4章 プランの基本的な考え方

### 1 基本理念

だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思に基づき、その個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画都市・とっとり」の実現を目指します。

### 2 施策体系

本プランでは、4つのテーマと10の目標を定め、基本理念の実現を目指します。

また、男女共同参画を推進するため重点的に取り組む項目を設定し、さまざまな課題に対応しながら、その取り組みを加速させます。

#### テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

##### 【目標1】男女共同参画への理解促進

- 〈取組項目〉 (1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実 **【重点項目】**  
 (2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援  
 (3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

##### 【目標2】子どもの頃からジェンダー平等の推進

- 〈取組項目〉 (1) 家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施 **【重点項目】**  
 (2) 子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習の実施 **【重点項目】**

#### テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

… 「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

##### 【目標3】働く場における女性の活躍推進

- 〈取組項目〉 (1) 育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組の推進 **【重点項目】**  
 (2) 意思決定層への女性の参画拡大 **【重点項目】**  
 (3) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保  
 (4) 農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

##### 【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

- 〈取組項目〉 (1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進  
 (2) 性別にかかわらず地域・社会活動に参画できる機会の確保

### テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

… 「DV防止法」に定める市町村基本計画

#### 【目標5】ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備

- 《取組項目》 (1) DV や性暴力等を許さない環境整備 **【重点項目】**  
 (2) 暴力の防止に向けた関係機関との連携

#### 【目標6】被害者に対する支援の推進

- 《取組項目》 (1) 被害者の保護と安全の確保  
 (2) 被害者の自立支援の充実  
 (3) 心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実  
 (4) 被害者に寄り添った支援体制の強化 **【重点項目】**

### テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

#### 【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

- 《取組項目》 (1) 生涯を通しての健康づくり  
 (2) 地域包括ケアシステムの充実

#### 【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 《取組項目》 (1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・外国人住民等への支援  
 (2) 性の多様性に関する理解促進

#### 【目標9】困難な問題を抱える女性への支援 … 「女性支援法」に定める市町村基本計画

- 《取組項目》 (1) 早期把握、相談・支援体制の強化  
 (2) 庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実  
 (3) 生活再建、自立支援の充実

#### 【目標10】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- 《取組項目》 (1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進  
 (2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化 **【重点項目】**

### 3 各テーマの目標

#### テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会の実現に向け、男女双方の意識改革と男女共同参画に関する理解の促進を図ります。また、人々の意識形成に大きな影響力をもつ幼少期からのジェンダー平等に関する教育・学習を推進します。

##### 【目標1】 男女共同参画への理解促進

意識調査の結果を見ると、本市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方（以下「固定的な性別役割分担意識」といいます。）について、反対意見が、10年前から9.6ポイント増え59.6%となり、一定の成果は見えますが、依然として女性に比べて男性の割合が低い状況が続いています。また、男女の地位について、半数以上の人々が、社会的慣習や風潮、職場、家庭生活などにおいて、男性の方が優遇されていると感じています。（P14 参照）

男女双方の意識改革を促進するためには、幅広い世代への男女共同参画に関する普及啓発活動を促進していくことが必要です。普及啓発活動を進める上で有効となるメディアを使った情報提供や啓発にあたっては、情報を受ける側がメディア（テレビ、新聞、インターネット等）からの情報をしっかりと見極めて、使いこなす能力（メディアリテラシー※1）を身につけることも必要です。

このため、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思に基づき、その個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画への理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実、活動団体の支援、メディア・リテラシーの向上に取り組みます。

※1 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

**【目標2】 子どもの頃からのジェンダー平等の推進**

ジェンダー（gender）は、一般的に社会的性別とも言われ、生物学的な性別に対して、「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことを指します。これは、服装や髪形などのファッションから、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担にも及び、さらに、人の心の在り方や、コミュニケーションの仕方にまで反映されます。

固定的な性別役割分担意識や、自分では気づいていない物事の捉え方や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などは、これまでの環境、経験、見聞きした情報などにより生み出され、性別にかかわらず誰にでもありうるものです。

これらの解消のため、家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策を推進するとともに、子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習を実施します。

## テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

性別にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、あらゆる分野においてだれもが活躍できる環境づくりを推進します。また、働く場のみならず地域活動や社会活動においても男女共同参画の視点を反映する施策を推進します。

### 【目標3】 働く場における女性の活躍推進

人口減少や世帯構成の変化が進む中、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。年齢階級別有業率を見ても、本市は共働き世帯が多く女性の有業率が高い状況にあります。また、意識調査の結果を見ると、子育てや介護は女性の役割だと考える人の割合は男女ともに高く、家事・育児・介護をしている時間は、男性より女性のほうが圧倒的に多い状況です。（P. 16 参照）

仕事のみを優先した生き方や、長時間労働等を前提とした働き方は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を阻むものです。育児や介護をはじめとするライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組やハラスメント防止の取組を推進し、多様で柔軟な働き方の実現や、男女の均等な機会及び待遇の確保等を行うことは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善にもつながり、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものです。

このため、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の実現や、意思決定層への女性の参画拡大など、だれもが活躍できる職場環境づくりに取り組みます。

### 【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進

女性や若者に選ばれる地域づくりを進めるためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消や、様々な活動に多様な人材が参画することのできる環境が必要です。

本市においても、各地域の実態や課題、住民ニーズに応じて、それぞれの地域にあった住民主体のまちづくり事業を展開していく必要がありますが、事業展開にあたり、その役割や担い手が片方の性に偏らないようにすることは、異なる視点による地域課題の解決に繋がる可能性が広がるなど、住民主体のまちづくりの活性化や持続可能なまちづくりを進める上で大切です。

このため、多様な主体※1が連携・協働しながら地域の課題を解決できるよう、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりなど、男女共同参画の視点を反映する取組を推進します。

※1 鳥取市自治基本条例における市民及び市のこと。「市民」とは、市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人または市内において事業若しくは活動を行う団体をいい、「市」とは議会及び執行機関をいう。

### テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

…「DV防止法」に定める市町村基本計画

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の無い社会の実現に向け、だれもが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発による環境整備、被害者の早期発見及び安全・安心な生活などを確保するための自立支援、市の各部署及び関係機関による支援体制の強化を推進します。

#### 【目標5】 ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備

DV などジェンダーに基づく暴力は、配偶者や交際相手など親密な関係者間でおきる暴力であり、暴力の形態には、殴ったりけったりといった身体的なもののほか、相手の心を傷つけるような言動による精神的なもの、性的行為や中絶の強要などの性的なものがあります。また、同性間、性的マイノリティ、障がい者、外国人の被害者、デートDV※1、SNS※2を通じた嫌がらせなど被害が多様化している現状があります。

配偶者からの暴力は家庭内で行われるため潜在化しやすく、「家の中のもめごと」とされがちであること、また、精神的な暴力などはDVとして認識されにくく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあるため被害が深刻化する恐れがあります。暴力を生み出す背景には、配偶者間の暴力はある程度は仕方ないといった社会通念や男女の社会的地位、経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、社会的・構造的問題があると言われています。

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖感をはじめ、無力感、「暴力をふるうのは愛してくれているから」などの複雑な心理、経済的問題、子どもの安全や就学などの問題、仕事や人間関係など失うものが大きいといった背景により、加害者から逃げるのが困難な場合もあるため、早期の気づきや相談につなげる必要があります。

DV のない社会を実現するためには、DV に関する正しい理解を深め、重大な人権侵害であることの認識を深めるための教育や啓発を推進し、DV を根絶する意識を醸成することが必要です。

本市においては、DV など女性に対する暴力に関する相談件数は、令和2年をピークに一旦減少したものの、令和4年に再び増加し、横ばい状態です。（P.11 参照）

※1 結婚していない親密な男女間での身体への暴力、言葉や態度による暴力のことを、配偶者からの暴力と区別して、一般的にデートDVと呼ばれている。婚姻関係があるかないかの違いだけで、暴力が起こるしくみもDVと同じ。

※2 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネット上で人々が互いにつながり、文章、写真、動画などを共有・発信して交流できるサービス。

このため、その根絶に向けて国・県・警察など関係機関及び地域と連携した取組を進めるとともに、支援関係者が被害者に配慮した対応ができるよう、DVに対する理解を深めていきます。DV被害者を発見した場合の通報等について広く周知するなど、だれもが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を推進します。

### 【目標6】 被害者に対する支援の推進

本市ではDVに対して、各種相談窓口や医療機関、保育所、乳幼児健診等で早期発見に努めています。しかし、DVの被害は個別のケースごとに複雑で、被害者が安心して自立できる生活を送るために、関係機関の連携強化が必要です。

被害者は加害者から逃れるため、住む場所や仕事、学校など環境の大きな変化を余儀なくされることがあります。被害者の自立に当たっては、安心して生活し、仕事や学業に就ける環境・基盤の確保に向けて、総合的かつ長期的な支援を行います。また、暴力は被害者へ身体のみならず精神的なダメージも与えることが多く、その回復には長い時間を要します。被害者が、心身の健康を取り戻し、安全・安心に自立していくための継続的な支援が必要です。

支援に当たっては、被害者の安全・安心の確保を優先しつつ、適切な情報提供と助言を行い、自己決定を尊重します。また、支援する側の安全の確保、支援者自身の心のケアにも配慮します。

暴力は、配偶者だけでなく、子どもなど同伴家族にも及ぶことがあります。また、暴力を目にすることは同伴家族への心理的虐待にもあたります。こども家庭センターにおいては、DVのある家庭の特徴や加害者による支配の仕組みを理解したうえで、児童虐待等の早期発見に努めます。児童虐待等が疑われる場合は、同伴家族の安全確保に向け、被害者の意向を尊重しつつ、鳥取県福祉相談センターなどの関係機関と迅速に連携し、早期支援につなげます。DVのある家庭の子どもは、心理的虐待などにより精神的に不安定になり、被害者である親との親子関係が困難になることがあるため、関係機関が連携し、避難後の子育て支援や子どもの心理面の回復支援を行います。

市のあらゆる窓口及び相談機関や保育所・医療機関、乳幼児健診等での早期発見に努め、鳥取県配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関等と連携し、個人情報 の 厳格な管理を徹底しつつ、支援につなげます。

DVに関する支援は多くの関係部署、関係機関が密に連携して実施する必要があります。県をはじめ各分野の関係機関、警察、民間支援団体等との連携・協働を深め、被害者に寄り添った支援体制の強化に努めます。



## テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

だれもが安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立ち、だれもが健康で豊かに暮らせる環境づくりを推進します。また、障がいがあること、外国人であること、性的マイノリティであること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、多様性を尊重し、自分らしく生きられる環境づくりを推進します。

### 【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。

特に、女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※1）の視点が重要です。また、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケア※2に関する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められています。

このため、本市では安心して妊娠・出産・子育てができるための切れ目のない支援や、ライフステージに応じた女性特有の健康づくりを推進する必要があります。

さらに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、健康寿命の延伸に向けた取組や、医療、介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実・強化に向けた取組を推進します。

※1 平成6（1994）年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。平成6（1994）年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに最高水準の性に関する健康及び性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利のこと。

※2 毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際にさまざまな選択肢を増やすためのヘルスケア。コンセプション（Conception）とは受胎や妊娠を指すが、プレコンセプションケア（Preconception care）は将来、子どもを希望するかどうかにかかわらず、思春期以降のあらゆる方に必要なケア。

## 【目標8】 だれもが安心して暮らせるまちづくり

超高齢社会と世帯の単独化など人口動態や世帯構成の変化、社会的孤立やひきこもり、生活困窮など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズ※1も多様化しています。また、多様な性※2について正しい知識がないため、当事者は生きづらさを感じ周囲の人たちも対応に困ることがあります。

本市においても、高齢者や子ども、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭、外国人住民等が安心して暮らすことが出来るよう支援を行う必要があります。また、性的マイノリティ（LGBTQ+※3）であることを理由に困難な状況に置かれている人への偏見や差別をなくし、だれもが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会づくりをめざすうえでも重要です。

このため、各種支援事業や福祉サービス、自立支援などを行うとともに、性的マイノリティについて正しい知識を持つ理解者を増やす取組を行います。

## 【目標9】 困難な問題を抱える女性への支援 …「女性支援法」に定める市町村基本計画

女性支援法では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

女性支援法は、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤独・孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とされており、このような問題意識のもと、女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず支援の対象となります。

また、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容や支援対象者本人の希望を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが必要です。

※1 日本語教育の充実や多言語化による外国人住民とのコミュニケーション支援、居住・教育・労働・防災など日常生活における支援、また、外国人住民への理解を深める意識啓発など、様々な分野において必要なこと。

※2 性のあり方には、身体の性以外にも様々な要素があり、大きく4つの要素（身体の性別、性自認、性的指向、表現する性別）から成り立っている。その組み合わせによって様々なセクシュアリティ（性のあり方）が形作られており、性的マイノリティ（LGBTQ+）や性的指向と性自認（SOGI「ソジ」）などの用語がある。

※3 性的指向（Lesbian 女性の同性愛者、Gay 男性の同性愛者、Bisexual 両性愛者）や、性自認（Transgender 身体の性）と「心の性」が一致しない人）、Questioning（性のあり方が典型的ではない人、あるいは決めていない人）、Queer（性的マイノリティを包括して捉える言葉）、+（LGBTQに当てはまらない多様な性の表現）の頭文字を組み合わせた言葉。

このため、困難な問題を抱える女性の支援に必要となる、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者等の実施主体であり、支援の主体であることから、関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携のうえ、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。また、必要に応じて、県や他の市町村、関係機関等と連携して支援を行うなど、関係機関等との緊密な連携を図ります。

困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

### 【目標10】 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

日本各地で地震や台風などの大規模な自然災害が頻発しているなか、災害は、地震などの自然要因と、それを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると言われています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

東日本大震災・能登半島地震等、過去の災害経験によると、大規模災害においては、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。本市の人口の半数超は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの防災活動は、災害に強いまちづくりの実現に必要です。

本市においても、防災に関する平常時の備えや避難生活、復旧・復興など、各段階において、女性も主体的な担い手であることを認識し、防災・復興の取組を進め、地域の災害対応力の強化を図る必要があります。

このため、市民や地域、各関係機関が連携し、災害から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、その過程において、女性の視点も取り入れた取組を推進します。

## 第5章 プランの展開

### テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### 【目標1】男女共同参画への理解促進

##### 《取組項目》

##### (1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実【重点項目】

具体的な取組	内容	担当課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実及びセンターの機能強化	男女共同参画に関する理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進や、図書の貸し出しなどによる情報提供の充実を図ります。また、国が策定する「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を踏まえ、センターの機能強化を図ります。	男女共同参画センター
若い世代へ向けた普及啓発の促進	男女共同参画社会の実現に向けて若い世代の意見を取り入れるとともに、学生などの集まる場において啓発活動を行い、男女共同参画の意識啓発を図ります。	男女共同参画課 政策企画課

##### (2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援

具体的な取組	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った研修等、普及・啓発活動を行う団体等への支援	男女共同参画の視点に立った研修や普及・啓発活動を行う団体等への支援を行います。	男女共同参画課 男女共同参画センター

##### (3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

具体的な取組	内容	担当課
メディア・リテラシーに関する広報及び啓発の推進	学校教育や社会教育を通じて、インターネットを始め、さまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報の正・誤を見極めて活用できる能力の育成を図ります。	総合教育センター 生涯学習・スポーツ課

## 【目標2】子どもの頃からのジェンダー平等の推進

### 《取組項目》

#### (1) 家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
園児や児童等の保護者に対する意識啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、あらゆる機会を通じて、園児や児童の保護者に対する意識醸成を図ります。	幼児保育課 総合教育センター 生涯学習・スポーツ課

#### (2) 子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習の実施【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
小・中学校等における人権学習の充実	小・中学校等において、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成に向けた教育・学習を推進します。	総合教育センター
麒麟のまちアカデミーにおける講座の充実	家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取組を推進するため、ジェンダー平等推進に向けた講座を実施します。	生涯学習・スポーツ課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実	ジェンダー平等への理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進や、図書の貸し出しなどによる情報提供の充実を図ります。	男女共同参画センター

## テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

### 【目標3】働く場における女性の活躍推進

#### 《取組項目》

#### (1) 育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組の推進【重点項目】

具体的な取組	内容	担当課
働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業のPR	鳥取市男女共同参画かがやき企業など、男女共同参画や女性の活躍推進に理解と意欲があり、ハラスメントの防止等働きやすい職場環境づくりに、進んだ取組を行っている市内の企業を積極的にPRします。	男女共同参画課
働きやすい職場環境の推進	働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。	経済・雇用戦略課
本市の事業主行動計画※1を策定し、育児や介護を行う職員を支援する取組の推進	男女に関係なく、仕事と家庭生活の両立を図りながら、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を推進します。	職員課
男性の家事・育児・介護への参画に向けた意識の醸成を図る取組の推進	男性が家事・育児・介護へ積極的に参画している体験記や、市内企業における先進事例や好事例などを広く紹介し、働きやすい職場づくりにつなげる取組を推進します。	男女共同参画課

#### (2) 意思決定層への女性の参画拡大【重点項目】

具体的な取組	内容	担当課
女性が活躍できる職場環境づくり	市内企業等に対して、女性が働きやすい労働条件や職場環境を働きかけるとともに、女性の職域拡大や管理職登用について、積極的に取組を推進します。	経済・雇用戦略課
本市の事業主行動計画を策定し、女性職員の管理職への積極的な登用	女性の視点や発想を市の施策に反映するため、早期からの人材育成と計画的な女性職員の登用を図り、女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。	職員課

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業主（民間事業者及び国・地方公共団体等）は、各職場における女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を「事業主行動計画」に定め、実行していくこととなっている。国及び地方公共団体等は、特定事業主として行動計画を策定し、その取組が、公的部門として一般事業主（民間事業者）の取組を率先垂範することとなっている。

### (3) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的な取組	内 容	担当課
多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発の推進	一人ひとりが経済的に自立し、自分らしい生き方を実現できるよう、雇用や就業機会の拡大、さらには起業への挑戦を含め、多様な生き方を支える支援を推進します。	経済・雇用戦略課

### (4) 農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

具体的な取組	内 容	担当課
女性が働きやすい環境づくりや事業展開への支援	女性が働きやすい作業環境や使いやすく作業効率が向上する設備の導入に必要な支援を行います。また、 <u>スマート技術※1</u> 等を活用し、女性の一次産業への参画を推進します。	企業立地・支援課 農政企画課 林務水産課 農業委員会事務局

## 【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進

### 《取組項目》

#### (1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的な取組	内 容	担当課
議会に対する女性の関心を高め参画できる機会の確保	議会や市政に対して関心を持ち、女性の参画を進めるため、市民を対象とした「議会報告会」への女性の参加を促します。	市議会事務局
市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保	市政に多様な考え方を反映するため、市の審議会の委員等における女性登用率について目標設定するとともに、「女性人材バンク」などを活用し、さまざまな分野からの参画を促進します。	職員課 男女共同参画課

#### (2) 性別にかかわらず地域・社会活動に参画できる機会の確保

具体的な取組	内 容	担当課
地区公民館を活用した男女共同参画研修等の実施	男女共同参画の推進及び、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、地区公民館を活用し研修等を実施します。	協働推進課

※1 ロボット技術やICT(情報通信技術)、AI(人工知能)やIOT(モノのインターネット)等の先端技術を活用し、省力化や生産物等の品質向上を可能にする技術。

### テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

…「DV防止法」に定める市町村基本計画

#### 【目標5】ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備

##### 《取組項目》

##### (1) DV や性暴力等を許さない環境整備 **【重点項目】**

具体的な取組	内 容	担当課
DV や性暴力等への対策に関する啓発や、若い世代を対象としたDVに関する啓発講座の実施	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、正しい知識の普及や啓発を行います。また、将来にわたってDV（デートDVを含む）の加害者にも被害者にもならないために、若い世代やその保護者を対象に、DVに関する正しい知識や人権を尊重した関係について学ぶための講座を実施します。	人権推進課 男女共同参画課 男女共同参画センター

##### (2) 暴力の防止に向けた関係機関との連携

具体的な取組	内 容	担当課
ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止に向けた、国・県・警察など関係機関及び地域との連携	国が示した「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、県や警察など関係機関及び地域と連携した取組を進めます。	男女共同参画課 協働推進課 こども家庭センター 総合教育センター 男女共同参画センター

#### 【目標6】被害者に対する支援の推進

##### 《取組項目》

##### (1) 被害者の保護と安全の確保

具体的な取組	内 容	担当課
被害者の早期発見・早期支援	DV 被害者等の支援措置について、関係機関と連携し、必要な方への早期支援を図ります。また、関係各課へ迅速に情報を共有するとともに管理の徹底を図ります。	市民課 こども家庭センター
被害者が安心して相談できる機会の確保	県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携した相談対応を行うとともに、高齢者や障がいのある被害者に配慮し多様なコミュニケーション方法を用いた相談支援に努めます。 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、庁内の相談体制を充実させ、相談しやすい環境づくりに努めます。	こども家庭センター 中央人権福祉センター 男女共同参画センター



具体的な取組	内 容	担当課
被害者の安全かつ迅速な保護	県女性相談支援センターとの連携による被害者の一時保護を実施します。 警察との連携の強化及びこども家庭センターにおける子どもの安全の確保に努めます。	こども家庭センター

## (2) 被害者の自立支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
被害者の新たな生活の確保	庁内情報管理マニュアルの共有・改善を行い、被害者のプライバシーと個人情報の保護を徹底します。保護命令制度の活用支援や福祉制度利用に関する相談体制を強化するとともに、就業支援や法的支援にもつなげます。	こども家庭センター
被害者の生活や心身の回復	県配偶者暴力相談支援センターにおけるカウンセリングの充実を図り、民間支援団体と連携して被害者の生活に根ざした自立生活援助を実施します。また、県福祉相談センターと連携し、被害者の子育て相談支援の充実を図ります。	こども家庭センター

## (3) 心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
子どもの安全と安心な生活の確保	子どもの安全を確保し、県福祉相談センターと連携してDV被害者の子育てに関する相談支援に努め、転校・就学手続きの支援や民間団体との連携による学習支援を実施し、要保護児童対策地域協議会での連携した支援体制の充実を図ります。	こども家庭センター 学校教育課 総合教育センター
子どもの心理面での回復支援	こども家庭センター等における子ども相談支援の充実を図ります。 スクールカウンセラーの活用等による学校内で子どもが相談しやすい環境づくりに取り組みます。	こども家庭センター 学校教育課 総合教育センター

## (4) 被害者に寄り添った支援体制の強化【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
支援体制の強化	DV防止庁内連絡調整会議を通じて、DV防止に関する意識向上と情報共有を徹底し、個別事案への対応を協議します。また、民間支援団体と定期的に情報交換を行い、連携の強化を図ります。	男女共同参画課 こども家庭センター 市民課

## テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

#### 《取組項目》

#### (1) 生涯を通しての健康づくり

具体的な取組	内 容	担当課
健康寿命の延伸に向けた、健康づくりや疾病予防に自発的に取り組める環境整備	市民一人ひとりが健康を意識し、健康的な食習慣や運動習慣の定着に努められるよう、学校、地域、職域などと連携し、社会全体で健康づくりの取組を推進します。	健康づくり推進課
妊産婦等の支援ニーズに応じた、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	母子保健相談等を実施し、出産や育児への不安の解消や支援ニーズの把握を行い対応するとともに、乳幼児虐待の早期発見、早期対応につながる取組を推進します。	こども家庭センター
<u>プレコンセプションケア※1</u> の推進	思春期の児童・生徒を対象として、心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）についての講演等の開催により、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。	こども家庭センター

#### (2) 地域包括ケアシステムの充実

具体的な取組	内 容	担当課
地域包括支援センターの拡充と機能強化	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制を強化します。	長寿社会課

※1 毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際にさまざまな選択肢を増やすためのヘルスケア。将来、子どもを希望するかどうかにかかわらず、思春期以降のあらゆる方に必要なケア。

## 【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

### 《取組項目》

#### (1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・外国人住民等への支援

具体的な取組	内 容	担当課
各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援事業の充実	「鳥取市地域福祉推進計画」、「鳥取市認知症施策推進計画」、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「鳥取市こども計画」などを策定し、充実した各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を行います。また、パーソナルサポートセンターにおける生活困窮者の自立支援事業の充実に努めます。	中央人権福祉センター 地域福祉課 長寿社会課 障がい福祉課 生活福祉課 幼児保育課 こども未来課 こども家庭センター
相談支援包括化推進会議の充実	世代や分野を超えた複合的な生活課題に対する包括的支援を協議する場の充実に努めます。	中央人権福祉センター
地域共生社会推進会議（地域まるごと会議）の開催	新たな社会資源創出のために、関係部署・機関が参加する地域共生社会推進会議（地域まるごと会議）を開催します。	地域福祉課
認知症サポーター養成講座の受講推進	認知症になってからも自分らしい暮らしを続けていくために、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者である認知症サポーターの養成を行い、だれもが安心して暮らせるまちづくりに努めます。	長寿社会課
乳幼児期の教育や保育の受け入れ体制及び多様な子育て支援サービスの充実	幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。	幼児保育課
病児・病後児保育の充実	病気または病気回復期にあり集団保育が困難な乳幼児を専門施設で一時的に預かる環境整備に努めます。	幼児保育課
ひとり親家庭への支援	母子父子自立支援員を配置するとともに、ハローワーク鳥取と連携した就労支援の実施や、住宅困窮者への市営住宅への優先入居制度による支援、また所得税非課税世帯のひとり親の医療費助成など、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭の児童に対して学習の場を提供し、学習支援を行います。	こども未来課 保険年金課 建築住宅課
外国人住民等に対する情報提供体制の充実	行政文書の平易化やウェブサイト・印刷物の多言語化推進などの取組により、外国人住民等に対する情報提供体制の充実を図ります。	文化交流課
外国人住民等に対する相談・支援体制の充実	行政窓口における多言語対応や多文化共生サポーター制度推進などの取組により、外国人住民等に対する相談・支援体制の充実を図ります。	文化交流課
地域における多文化共生意識の醸成	国際理解講座や食や文化の紹介を通じて楽しみながら交流する「WORLD FOOD EXPO in PLAZA」などの取組により、地域における多文化共生意識の醸成を図ります。	文化交流課

## (2) 性の多様性に関する理解促進

具体的な取組	内 容	担当課
市民や企業等への広報や啓発活動の実施	性的マイノリティについて理解を深めるため、市民や企業等への広報や啓発活動を積極的に展開します。	中央人権福祉センター 男女共同参画センター 人権推進課 生涯学習・スポーツ課
職員への理解促進	市職員が、性的マイノリティについて正しい知識を身に着け、理解ある対応を行うことができるよう、理解促進を図ります。	職員課 男女共同参画課

## 【目標9】 困難な問題を抱える女性への支援

## ※「女性支援法」に定める市町村基本計画

## 《取組項目》

## (1) 早期把握、相談・支援体制の強化

具体的な取組	内 容	担当課
困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知	女性相談を知ってもらうために、市報や市ホームページなどの既存の周知媒体を効果的に活用するとともに、リーフレットや相談カードを作成し、相談窓口の周知を図ります。	こども家庭センター 男女共同参画課 男女共同参画センター

## (2) 庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
関係部署や関係機関との連携	関係部署や関係機関等に対して困難女性への支援についての理解を深めるとともに、連携を強化し、支援が必要な人に最適な支援が届く体制を整えます。	こども家庭センター 男女共同参画課

## (3) 生活再建、自立支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
女性相談支援員を中心とした支援体制	支援対象者の立場に立って相談に応じ、関係機関や民間支援団体等とも連携しながら、本人のニーズに応じて自立までの中長期的な伴走型支援を行います。	こども家庭センター

## 【目標10】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

### 《取組項目》

#### (1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進

具体的な取組	内 容	担当課
防災会議の委員として、女性の参画を促す取組	防災会議の委員を選出するにあたり、各団体等を代表して女性が参画できる仕組みづくりを進めます。	危機管理課

#### (2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
女性の防災リーダーの育成	性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえよう、女性の防災リーダーを育成します。	危機管理課
女性の防災意識を高める研修等の実施	男女共同参画に関する活動を行う団体等の防災意識を高めるための研修や女性視点の災害対応のための研修を実施し、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。	危機管理課 男女共同参画センター

## 第6章 プランの推進と点検・評価

### 1 プランの推進

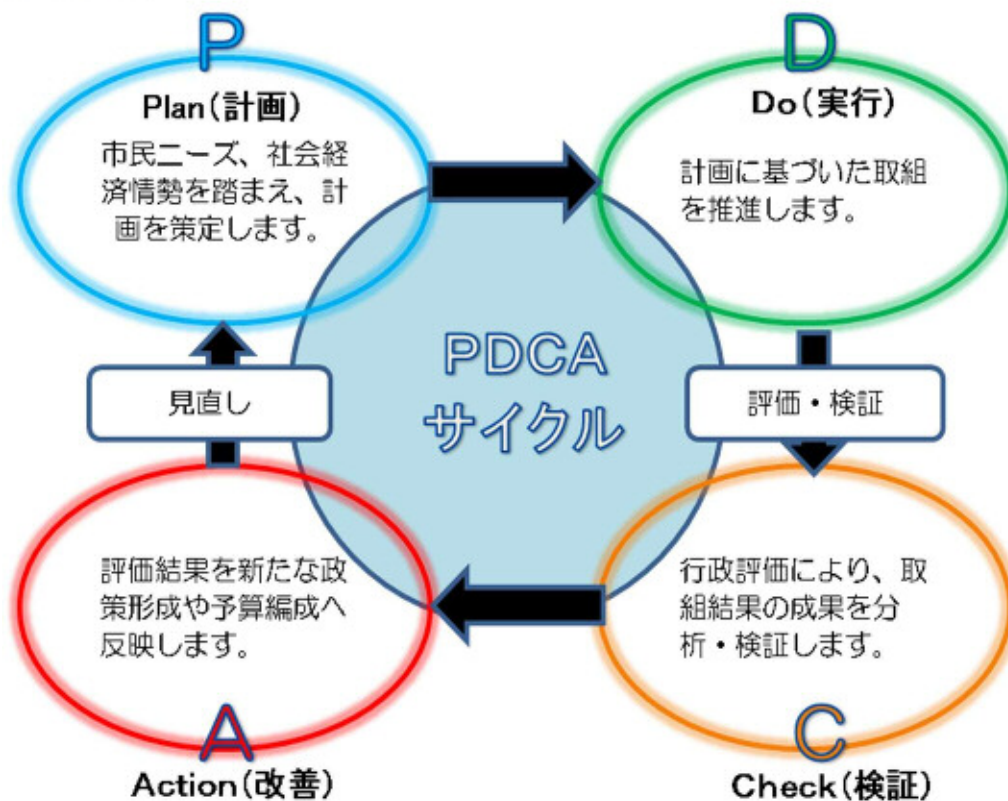
プランの推進にあたっては、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を挙げて取り組むため、副市長を会長とし各部局長及び関係各課長等で構成する「鳥取市男女共同参画行政推進会議」において、関係部局間の連携調整を行います。

また、国・県等との連携強化に努めるとともに、本市はもとより連携中枢都市圏の中核都市として岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町及び新温泉町から成る麒麟のまち圏域全体の男女共同参画推進に向けた取組を進めて行くため、他の自治体との交流や情報交換などに努めます。

### 2 プランの点検・評価

プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランに基づく取組の進捗状況とともに、プラン全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間の5年間、毎年、取組状況を「鳥取市男女共同参画審議会」及び庁内の「鳥取市男女共同参画行政推進会議」に報告し、その進捗状況の点検・評価を行い、施策の改善を図ります。



**參考資料**

**<省略>**

## 第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

発行年 令和8（2026）年3月  
発行 鳥取市総務部人権政策局 男女共同参画課  
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地  
TEL（0857）30-8076  
FAX（0857）20-3945

